

商工会 だより

第60号
 山口県央商工会事務局
 本所・阿知須支所
 0836-65-2129
 秋穂支所
 083-984-2738
 阿東支所
 083-956-0032



【阿知須浦まつり】

5月24日(土)、阿知須商店街周辺において伝統行事である十七夜祭、さらに夜は、山口市近郊では今年初となる花火大会を阿知須漁港にて開催いたします。
 初夏の夜空を彩る約3500発の花火を打ち上げる予定ですので、ぜひご観覧ください。

阿知須花火大会

- *開催日時*
平成26年5月24日(土) 19時30分(悪天候順延)
- *悪天候の場合※
平成26年9月6日(土)
- *場所* 阿知須漁港広場
- *駐車場*
- *博記念公園大駐車場

『メモリアル花火』 募集!

現在、恒例となりました花火大会のオープニングを彩るメモリアル花火を募集しています。ご結婚、ご出産、入学、卒業等のお祝いにもごころを込めたメッセージを花火にのせて初夏の夜空へあなたの花火を打ち上げてみませんか？

実施内容
 応募してくださった皆様のお名前とメッセージをアウンズさせていただくとともに、大型スクリーンにもお名前とメッセージを放映させていただきます。その後、盛大な花火を打ち上げさせていただきます。なお、2口ご応募いただいた方については、メッセージと併せて写真も放映させていただきます。

応募代金 1口5千円
応募締切 平成26年4月30日(水)
問い合わせ先 山口県央商工会阿知須支所

労働保険講座 Part 1 最低賃金の 計算方法について

山口県の最低賃金は、平成25年10月10日に改定され、1時間当たり701円となっております。

そこで今回は、従業員の給料が最低賃金を上回っているかどうかを確認する計算方法について説明をいたします。

【最低賃金の考え方】

支払われた賃金から、残業代や通勤手当、一時金を除き、所定労働時間で割り算をして時間当たり賃金を計算し、それと最低賃金額を比較します。

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合(※注1)
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合
例えば、基本給は日給制で、各手当は月給制などの場合、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較。

(注1)日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合は、最低賃金額(日額)以上となります。

◆例題1◆
 『月給制の場合の換算方法』
 山口県で働くAさんは、(表1)の通り10月分の給与が支給されました。

(表1)

基本給	90,000円
職務手当	20,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	35,000円
合計	150,000円
労働時間/日	7時間30分
年間労働日数	250日
山口県の最低賃金	701円

Aさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは、次のように調べます。

(1) 支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除きます。ここで除外される賃金は、通勤手当と時間外手当であり、職務手当は除外されません。
 $150,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 110,000円$

(2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較します。
 $(110,000円 \times 12ヶ月) \div (250日 \times 7.5時間) = 704円 > 701円$

◆例題2◆
 『日給制と月給制の組み合わせの場合』
 山口県で働くBさんは、基本給が日給制で、各種手当については月給制で支給されています。4月の支給額は(表2)となりました。

(表2)

基本給(日給)	4,600円
4月の労働日数	20日
職務手当	20,000円
通勤手当	5,000円
合計	117,000円
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
山口県の最低賃金	701円

Bさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは、次のように調べます。

(1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。

(2) 基本給(日給制)と手当(月給制)のそれぞれを時間額に換算します。

(3) 換算した金額を合計し、最低賃金額と比較しまして判断します。

以上の流れで、Bさんの場合の数字をあてはめると次表のとおりになります。

- (1) 最低賃金の対象となる手当の算出
25,000円 - 5,000円 = 20,000円
- (2) 時間額に換算
基本給(日給制)
4,600円 \div 8時間 = 575円/時間
手当(月給制)
(20,000円 \times 12ヶ月) \div (250日 \times 8時間) = 120円/時間
- (3) 合計
575円 + 120円 = 695円 < 701円

以上の計算結果から、Bさんへの支給額は最低賃金額を下回ることはありません。

平成26年度 雇用保険料率について

平成26年度の雇用保険料率は、平成25年度と変更ありません。

(平成26年度 雇用保険料率表)

	労働者負担	事業主負担	保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

新しく会員としてご入会いただき、ありがとうございます。

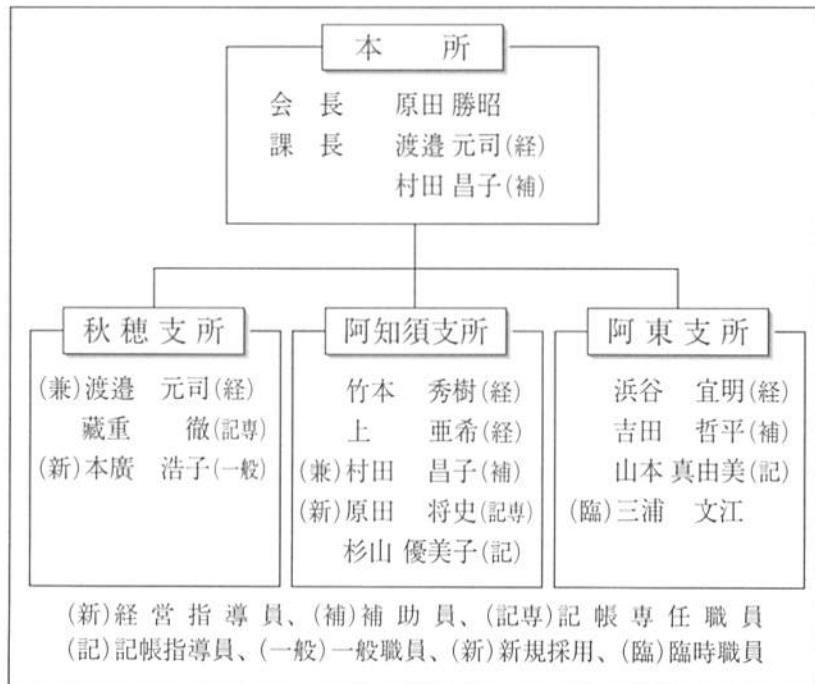
新会員の紹介(敬称略) 平成25年7月1日~平成26年3月31日

新入会員の皆さまをご紹介いたします。

地区	事業所名	代表者	所在地	TEL	FAX
		事業内容			加入年月日
秋 穂	れんじょう (株)進成工業	岡本 大志	秋穂西311-19	(083)984-3750	(083)984-3750
		足場工事			H25.7.8
阿知須	あつみ 厚見工業	厚見 優城	阿知須373-8	(0836)65-1485	(0836)65-1485
		建築板金工事			H25.8.19
秋 穂	タニヤ工業	谷矢 圭	秋穂東3516-2	(083)984-4089	—
		配管工事			H25.8.30
阿 東	一般社団法人 おんなたちの古民家	松浦 奈津子	阿東徳佐中4034	(083)957-0234	(083)984-2555
		古民家再生、飲食、宿泊			H25.9.28
阿知須	(株)ひろでん	深田 康裕	阿知須6603-6	(0836)65-5050	(0836)65-5048
		電気工事業、通信工事業			H25.10.25
秋 穂	合同会社 フリック	安光 久幸	秋穂西1222-1	(083)984-5500	(083)984-5020
		便利屋、損保代理店、自動車販売			H25.11.15
秋 穂	松崎商店	田嶋 敏行	秋穂東小浜	(083)984-3488	—
		弁当、仕出し			H26.1.10
秋 穂	ためすえ 為末商店	為末 松乃	秋穂東1878	(083)984-2245	—
		酒小売業			H26.2.19
秋 穂	とくひさ 徳久商店	徳久 恭司	秋穂西2209-1	(083)984-5088	—
		鮮魚卸			H26.2.21
阿 東	サニーオート	阿部 善生	阿東徳佐中3717-2	(083)956-2557	(083)956-2558
		自動車整備業			H26.3.1
阿 東	ファースト クラス 有限会社 First class	明日香 健輔	阿東徳佐上1927-1	(083)956-0203	(083)956-0203
		製造業(ソフトウェア)			H26.3.2

◎配置転換◎
 ・藏重 徹(阿知須支所→秋穂支所)
 ◎職員異動◎
 ・杉山 恵(記専)
 山口県中央商工会秋穂支所↓くすのき商工会
 ◎職員退職◎
 ・國光 純子(秋穂支所)

4月1日付けで人事異動がありました。新しい職員を加えた新体制で連携して取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



お知らせ

平成26年度の事務局体制が左記の通り決定いたしましたので、報告いたします。